

愛知県理学療法士会における協会指定管理者（初級）取得までの流れ

職能局 業務推進部 石田悦二

協会指定管理者（初級）の取得について、当士会では職能局 業務推進部が担当し、事務局・日本理学療法士協会（以下：協会）と連携して以下の流れで進めています。

協会HP内の『会員の方へ→生涯学習について→協会指定管理者』を、熟読いただき以下と合わせてご確認ください。

【1. 対象者】

業務上の責任ある立場として組織から指示を受け活動している、もしくは組織や部門の管理運営に携わっている会員の方。

【2. 受講要件について】

- 1) 代表理事の被推薦者（士会・学会の役員、部員、委員のみ）
- 2) 士会主催マネジメント研修の受講
- 3) 回復期セラマネ・訪問リハ管理者あるいはその他医療的マネジメントコースを卒業したものの

【3. 取得までの流れ】

1) 『士会主催マネジメント研修』を受講する。 ※上記受講要件1) 3) 対象者は受講免除。

- (1) 5月に開催される『施設代表者会』が『士会主催マネジメント研修』となります。
- (2) 事前申し込みが必要です。
- (3) 終了後『マネジメント研修修了証』をお渡しします。



2) 『管理者証明申請書』および『マネジメント研修修了証』（上記受講免除の対象者は『推薦書』や要件を証明する認定書など）を協会へ申請する。

- (1) 『管理者証明申請書』はご自身で記載ください。
書式は、協会HP→協会指定管理者→制度について「参考：管理者証明書」をダウンロードして作成いただいて構いません。
- (2) マイページから申請してください。

※協会HP→協会指定管理者→制度について「I.受講要件について」の詳細をご確認ください。



3) 『協会指定管理者研修（初級）』の受講申し込み。

- (1) 事前申し込みが必要です。マイページから申し込みください。
- (2) 申し込み期限にご注意ください。
- (3) 受講要件である上記1) 2) を完了しておいてください。



4) 『協会指定管理者研修（初級）』を受講する。

- (1) 当日は出席確認のため会員証（会員カード）をお持ちください。
- (2) すべての講義およびグループディスカッションに出席ください。
- (3) 受講後、事務局から協会に受講者の報告をします。



5) 「協会指定管理者（初級）」の取得

※マイページでご確認ください。ただしマイページに反映されるには、研修終了後数週間かかります。

【4. 問い合わせ】

ご不明な点がございましたら『公益社団法人愛知県理学療法士ホームページ→お問い合わせ』から当士会事務局へ問い合わせください。調整・検討中の事案もありますのですぐに回答ができない場合もございますことをご了承ください。